

【着工後から完了までの手続きフロー】

- ・町による中間検査（新設町道の中間検査、上下水道管の中間検査等）
（受験のタイミングが来たら事前に町職員と日程調整すること）



県による中間検査、定期報告は別途必要です。

- ・町完成検査（都市計画法第 32 条の同意内容の履行確認）
- ・町へ開発工事完了届の提出（計 2 部）
（内容）町内で都市計画法第 32 条同意の履行確認・進達の決裁
（期間）是正工事なければ完了検査後、県に進達まで約 3 週間程度



県に進達するまでに、町へ都市計画法第 40 条に基づく帰属関係の書類の提出が必要です

- ・町から県に開発工事完了届を進達。
兵庫県中播磨県民局姫路土木事務所にて
県完了検査後（開発許可基準への適合の確認等）
県による検査済証の交付
（処理期間の目安については兵庫県へお問い合わせください）



- ・兵庫県公報にて都市計画法第 36 条第 3 項に基づく工事完了公告
完了広告確認後、町で都市計画法第 40 条に基づく帰属の手続き

※上記の手続きに要する期間はあくまで平均的な期間を示すものであり、完了検査後の是正工事の有無、完了届の内容の修正頻度、等によって変更するため、期間に余裕をもって手続きを行ってください。

※工事内容の変更があった場合は上記のフロー通りにならないことがあります。

都市計画法第 32 条の再同意が必要かの協議先：太子町

都市計画法第 35 条に基づく開発工事変更許可が必要かの協議先：兵庫県